

令和6年度山形県不妊検査費助成事業

山形県では、不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦に対して、不妊検査費の一部を助成します。

対象となる方

下記 の①～⑤全てに該当する方

①申請日時時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦

②検査開始日(※)から申請日まで夫婦いずれかが継続して山形県内に住所を有すること

③夫婦ともに検査を受けていること。

④検査開始日の(※)の妻の年齢が43歳未満

⑤これまでに不妊治療(人工授精、体外受精、顕微授精をいう。)を受けたことがないこと。

※「検査開始日」…夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。

対象となる検査

- ・医師が必要と認める検査。
- ・保険適用の有無は問いません。
- ・令和6年4月1日以降に、夫婦が受けた検査
- ・検査開始日(※)から1年以内に受けた検査が対象です
- ・夫婦が別の医療機関を受診した場合も対象となります。

助成額

- ・夫婦1組につき上限3万円
- ・助成回数は、1組の夫婦につき1回限り
- ・検査費用、初・再診料、受診等証明書(様式第2号)の作成料が対象です。

申請方法など詳しくは、
山形県ホームページをご確認ください。



【不妊専門相談センターのご案内】

山形県では、山形大学医学部附属病院に委託して、面接又は電話による相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

○相談日 毎週火・金曜日

○予約受付番号 023-628-5571【受付時間 月・水・金 9時から12時】

○相談場所 山形大学医学部附属病院 産婦人科(山形市飯田西2-2-2)

※相談は無料ですが、電話相談の場合、電話代は相談者にご負担いただきます。

【発行】山形県しあわせ子育て応援部子ども成育支援課(母子保健担当)
〒990-8570 山形市松波2-8-1 ☎023-630-2347

